

「行政法1」

ADMINISTRATIVE LAW / VERWALTUNGSRECHT

担当: 森 稔樹 (大東文化大学法学部教授)
TOSHIKI MORI, PROFESSOR AN DER DAITO-BUNKA
UNIVERSITÄT, TOKYO

行政行為その4 行政行為の取消と撤回

行政行為の(職権)取消

- 取消 = 瑕疵ある行政行為の効力を、**原則として行政行為がなされた時点まで遡って失わせること(遡及効)**
- 法律関係を正しい状態に戻すということ ← **法律による行政の原理の回復**
- 職権取消 = 行政行為を行った行政庁またはその上級行政庁による取消

職権取消の根拠と制約

- 行政行為の職権取消 = 行政行為
- **職権取消について法律の根拠は不要(通説)**
- 侵害的行政行為の職権取消は、自由に認めてよい。
- **授益的行政行為の職権取消には、信頼保護の観点からの制約、さらに法的安定性の観点からの制約が存在する。**

行政行為の撤回

- ・撤回＝**成立時には適法であった行政行為**を、その後の事情によって効力を存続させるのが望ましくなくなったときに、**将来に向かってその効力を失わせる**こと。
- ・撤回は、行政行為をした行政庁のみが行いうる（職権取消と異なるので注意！）。

撤回の法的根拠

- ・行政行為の撤回＝行政行為
- ・通説・判例：**撤回についても、とくに法律の根拠を必要としない**（最二小判昭和63年6月17日判時1289号39頁）。
- ・有力説：授益的行政行為の撤回については法律の根拠を要する。

撤回に対する制約(1)

- ・侵害的行政行為の撤回＝原則として自由であると解される。
- ・授益的行政行為の撤回⇔行政行為の相手方(私人)の信頼や利益の保護VS.公益上の理由・要請
 - ①恣意的な撤回は許されない
 - ②公益上の理由による撤回は、既得権保護の要請を上回るものでなければならない。

撤回に対する制約(2)

③行政行為の相手方(私人)が、その行政行為の根拠となる法律に定められた義務に違反した場合など、有責事由をなした場合⇒撤回が認められる。

④当初は許可要件などが行政行為の相手方(私人)に存在したが、その後消滅した場合⇒撤回が認められる。

行政行為の撤回と損失補償

行政行為の存続について

- ・期間の定めがある場合:期間内の撤回が許されないと解することが可能である。
- ・期間の定めがない場合:自由に撤回をなしうる。但し、私人に損失補償をすべきか否かという問題が残る(最三小判昭和49年2月5日民集28巻1号1頁を参照)。
